

安定的な資産形成に向けた 金融事業者の取組み状況

令和2年9月18日

金 融 庁

1. 安定的な資産形成に向けて

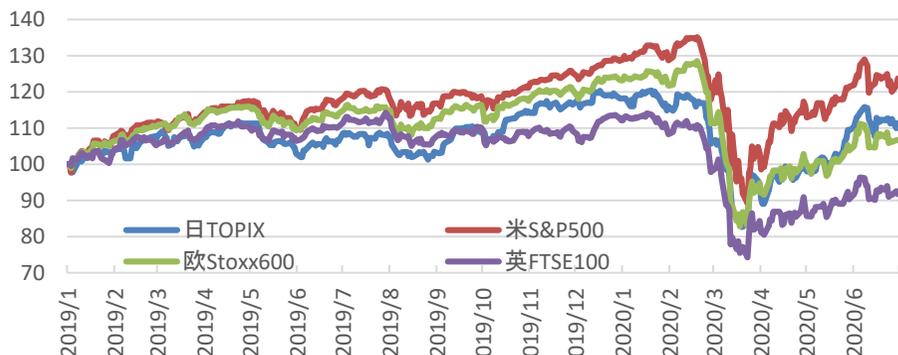
2. 金融事業者における顧客本位の業務運営に向けた取組み状況の分析

1. 安定的な資産形成に向けて

1-(1). 長期・積立・分散投資による資産形成

- 安定的な資産形成に向けて、個々の利用者がライフプラン等に応じて金融商品・サービスを適切に選択していくことが重要。
- 長期・積立・分散投資では、投資時期の分散によるいわゆる高値づかみのリスク等の軽減、投資対象の分散によるリスク分散、これらを長期で保有することによる元本割れのリスクの低減が期待でき、資産形成において一つの有効な方法。
- 2020年2月下旬以降の新型コロナウイルス感染症下の市場変動(図1、2)も含めた過去の実績データに基づくシミュレーションでは、20年間にわたり、国内・先進国・新興国の株式・債券や国内の株式・債券に長期・積立・分散投資を行った場合は、定期預金だけで積立を行った場合と比べて、リターンが大きくなっている(図3)。

図1: 主要株価指数の推移



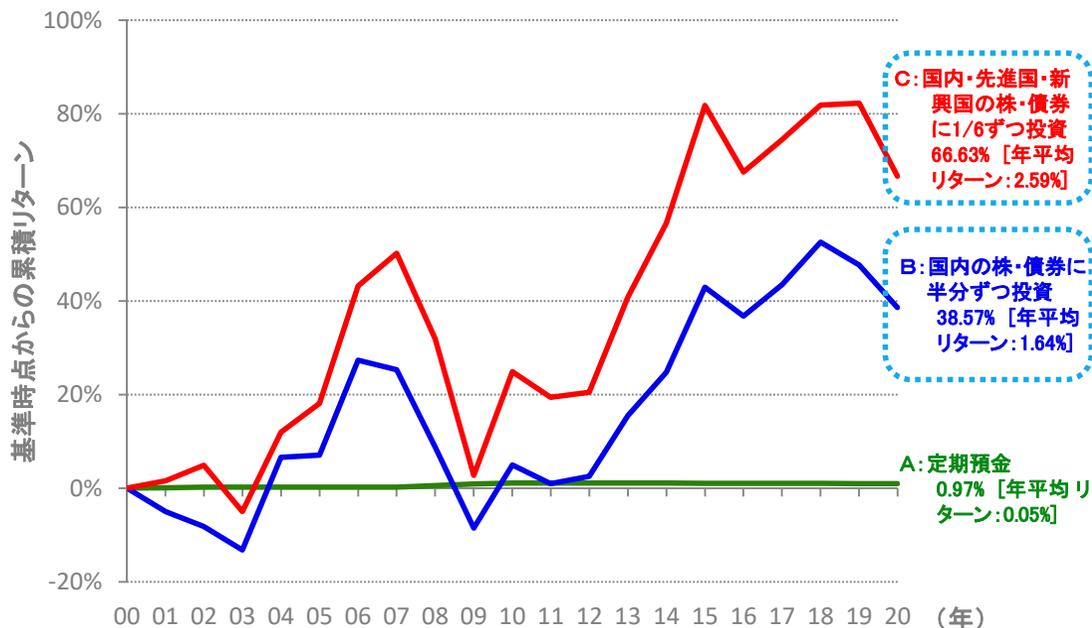
(注)2019年1月1日時点の終値を100として指数化。
(資料)Bloombergデータより金融庁作成

図2: 日本の公募追加型株式投資信託の価格指数の推移



(注1)国内籍の公募追加型株式投資信託全体の動向を表す日次投資収益率指数
(注2)1997年3月31日を10,000ポイントとし、日次収益率を乗じて算出
(資料)三菱アセット・ブレインズ調べ

図3: 長期・積立・分散投資(シミュレーション)

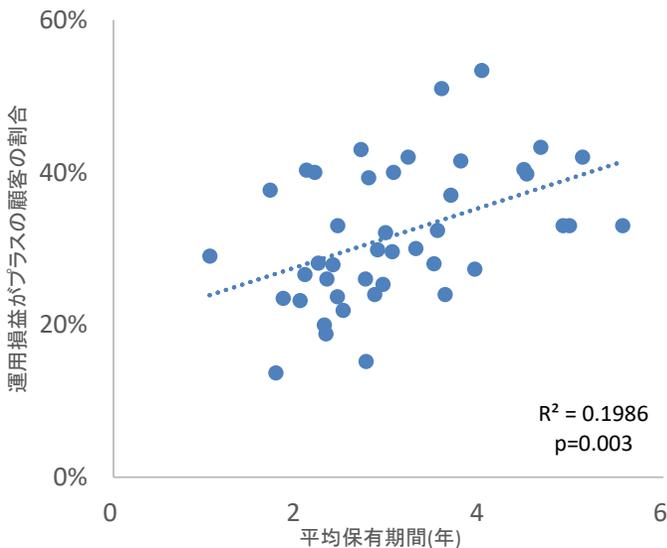


(注) 期間:2000年4月~2020年3月。各計数は、毎年同額を投資した場合の累積リターン。運用費用は含まない
日本株式:東証株価指数(配当込み)、先進国株式:MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース)
新興国株式:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
日本債券:NOMURA-BPI総合、先進国債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債券:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)
上図は過去の実績であり、将来の投資成果を予測・保証するものではありません
(資料)Bloombergデータ、日本銀行統計より金融庁作成

1-(2). 長期・積立・分散投資の効果

- 実際に「長期」「積立」「分散」の各投資手法が、それぞれ個別具体的にどの程度安定的な資産形成へ寄与するかを検証することは容易でないものの、例えば、
 - ✓ 投資信託の平均保有期間が長いほど運用損益がプラスの顧客比率が相対的に高い傾向が一定程度確認された(図4)ほか、
 - ✓ 一部の金融事業者の公表情報からも、口座を開設してからの経過年数が長い顧客層や、投資信託をより長期で保有している顧客層は、運用損益がプラスの顧客比率が相対的に高い傾向が確認された(図5)。
- (注) 金融事業者は、投資信託の運用損益別顧客比率(基準日に投資信託を保有している各顧客のリターンを算出し、全顧客を100%とした場合のリターン別の顧客分布を示したもの)を公表している。ここでは、そのうち、運用損益がプラスの顧客の比率を採り上げている。

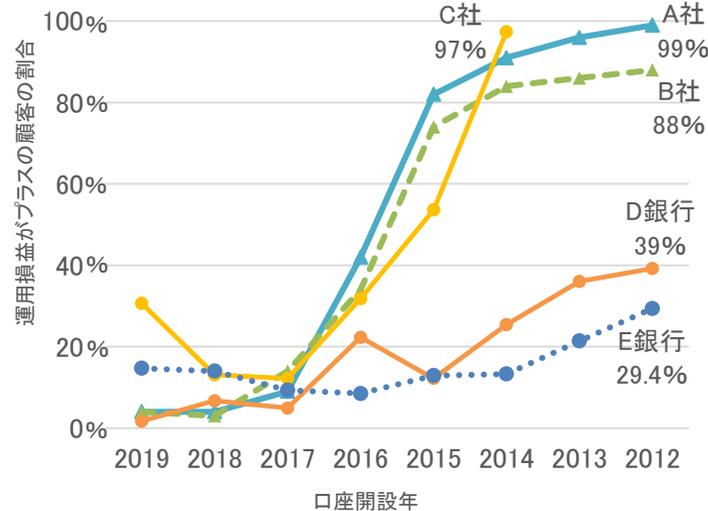
図4: 平均保有期間と運用損益プラス顧客比率



(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 主要行等(10行)、地域銀行(26行)、対面証券会社(5社)、ネット系証券会社(2社)を累計
 (注3) 自行販売、仲介販売の合算ベース
 (注4) 平均保有期間は、(前年度末残高+年度末残高)÷2÷(年間の解約額+償還額)で算出
 (注5) 図の点線は回帰直線
 (資料) 金融庁

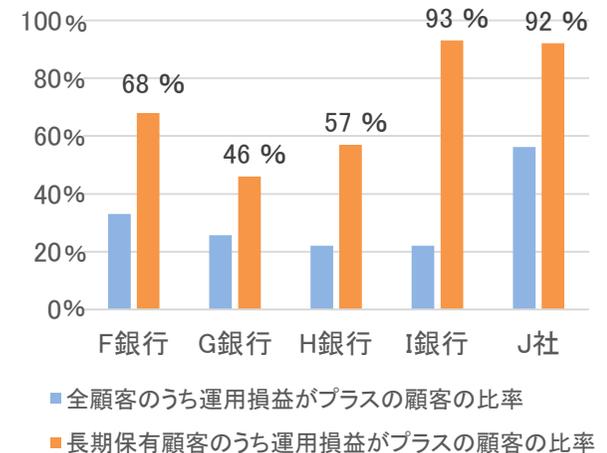
図5: 運用期間ごとの運用損益プラス顧客比率

① 口座開設年ごとの比較



(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年6月末までに、金融庁に共通KPIの公表について報告があった金融事業者のうち、口座開設年別の運用損益プラス顧客比率を公表している先(C社は便宜的に投資期間の始点を口座開設年とした)
 (注3) A社、B社は年ベース、C社、D銀行、E銀行は年度ベース。計数の算出方法は各事業者により異なる点に留意
 (資料) 金融庁

② 全顧客と長期保有顧客の比較



(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年6月末までに、金融庁に共通KPIの公表について報告があった金融事業者のうち、長期保有顧客の運用損益プラス顧客比率を公表している先(図5①掲載の金融事業者を除く)
 (注3) 長期保有とは、F銀行・H銀行・J社においては5年以上、G銀行・I銀行は10年以上保有している顧客。長期保有顧客の定義や計数の算出方法は各事業者により異なる点に留意
 (資料) 金融庁

1-(3). 金融事業者の比較・選択

- 安定的な資産形成には、長期・積立・分散投資が有効であると考えられるが、これを実現するためには、**資産形成に適した金融商品・サービスを顧客の立場に立って提供する金融事業者を選択**し、長期にわたり取り組んでいくことが重要。
- 金融庁は、金融事業者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合うように促すべく、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」(下記)を策定し、その後、「原則」を採択した各金融事業者の**取組みの見える化を促進**してきた。
- こうした中、各金融事業者においては、顧客本位の業務運営に関する取組方針、その成果として**リターンに関連する各社比較可能な情報(共通KPI)や各事業者独自の様々な情報(自主的なKPI)**を公表している。
- 資産形成を行っていくために取引する金融事業者を選択する際には、こうした情報も参考にすることができる。

「顧客本位の業務運営に関する原則」(注)

原則1 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。

原則2 顧客の最善の利益の追求

金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

原則3 利益相反の適切な管理

金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。

原則4 手数料等の明確化

金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

原則5 重要な情報の分かりやすい提供

金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

原則6 顧客にふさわしいサービスの提供

金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

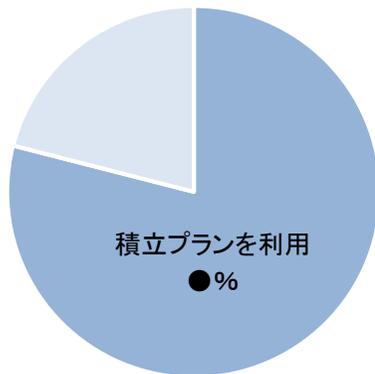
原則7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

1-(4). 金融事業者の取組方針やその成果の公表例

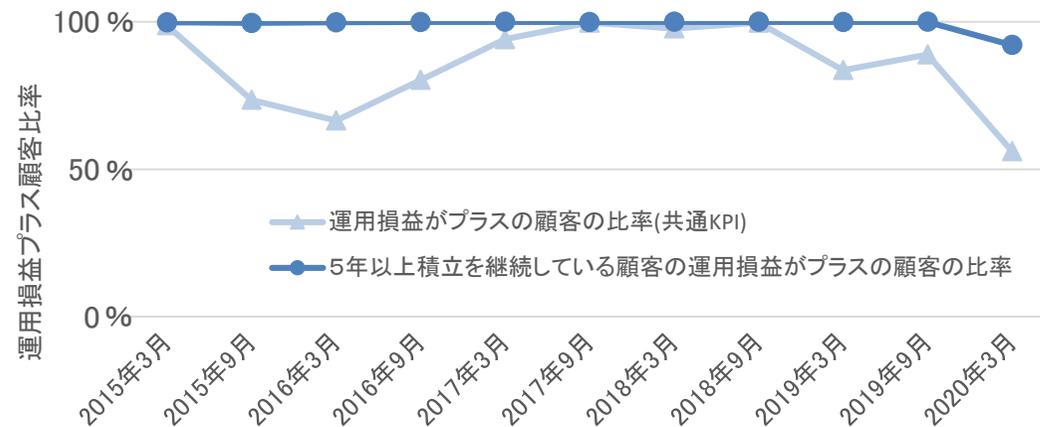
- K社は、取組方針において、長期的な資産形成の手段となる積立投資の普及に注力することを明確化した上で、その取組みの成果として、積立投資プランを利用する顧客の比率(①)を公表。また、共通KPIである運用損益がプラスの顧客の比率の推移に加え、5年以上積立を継続している顧客に限定した場合の運用損益がプラスの比率の推移(②)を公表し、併せて当社としての評価を明らかにしている。

① 積立投資プランを利用する顧客の比率



(注1)2020年3月末時点
 (注2)受益者に占める積立投資プラン利用者の割合
 (資料)金融事業者公表資料より、金融庁作成

② 運用損益がプラスの顧客の比率の推移



【当社としての評価】

- 2015年3月末以降の運用損益がプラスの顧客の比率は、その時々々の外部環境やマーケットの変動要因によって、大きく落ち込む局面があった。
- 一方、同じタイミングにおいて、5年以上積立を継続している顧客のみを対象とした運用損益がプラスの顧客の比率は、どの時点においても高水準となった。
- 2020年3月末時点においても、過去の実績に比べて減少したものの、引き続き高水準を維持。

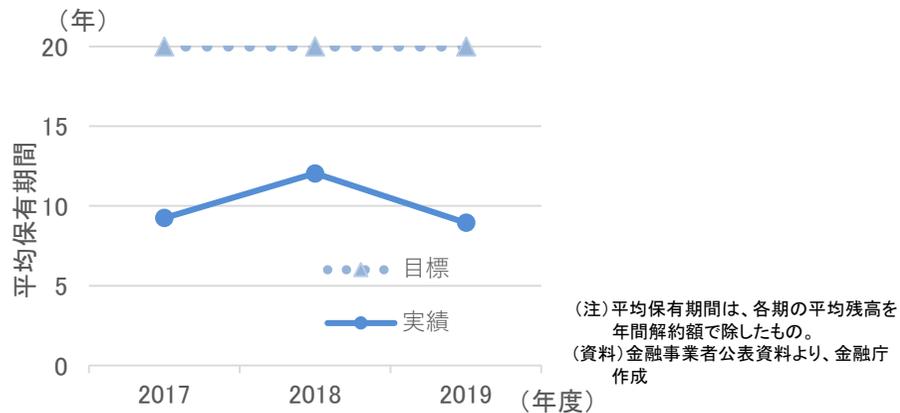
(注1)「運用損益がプラスの顧客の比率」は、各基準時点において残高を有する口座が対象
 (注2)「5年以上積立を継続している顧客の運用損益がプラスの比率」においては、各基準日時点において、5年以上継続して積立をしている顧客が対象
 (資料)金融事業者公表資料より、金融庁作成

1-(4). 金融事業者の取組方針やその成果の公表例(続き)

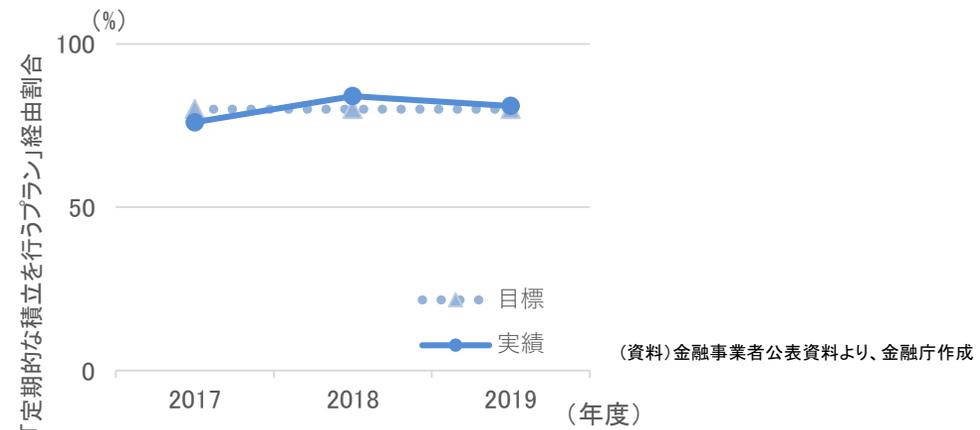
- ・ L社は、長期・積立・国際分散投資の浸透を経営目標の一つとし、取組方針において、長期・積立投資を推奨し、短期的投資や乗換投資を推奨しないことを明確化。その取組みの成果として、平均保有期間(③)や、販売額に占める「定期的な積立を行うプラン」を経由した割合(④)について、当社としての目標値を設定した上で公表しているほか、当社が重視する指標としてインベスターリターン(※)を掲げ、解説とともに公表(⑤)。

※ある投資信託の一定期間の収益率について、顧客の売買のタイミングを加味した平均的な収益率を表すもの(詳細は下記参照)。

③ 平均保有期間

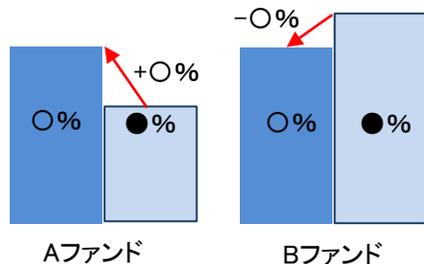


④ 販売額に占める「定期的な積立を行うプラン」経由割合



⑤ インベスターリターン

■ インベスターリターン □ 基準価額騰落率



【当社による解説】

- ・ 基準価額騰落率は、投資信託を一定期間保有し続けた場合の収益率を表すもの。
- ・ 一方、投資家の実際の収益率は、売買するタイミングにより異なる。インベスターリターンは、実際の投資行動の結果、投資家が得た平均的な収益率。
- ・ ファンドを購入するにあたり「高値掴み」「安値売り」をした投資家が多ければ、インベスターリターンは低下する。一方で、安値の時も投資を継続した投資家が多ければ、インベスターリターンは向上する。
- ・ 当社は、顧客に対し、相場に左右されることなく定期的に積立で購入することを継続的に発信しており、その成果がインベスターリターンの向上として表れているとしている。

1-(4). 金融事業者の取組方針やその成果の公表例(続き)

- この他、利用者が安定的な資産形成を行う上で、実際に投資信託等の購入を検討する際の参考となると考えられる、積立投信の販売件数上位銘柄一覧(⑥)や、つみたてNISA対象商品全体の収益率の試算(⑦)といった情報を公表している事業者もある。
- さらに、取組方針において、各種金融商品を購入した顧客に対し、運用状況や市場動向など投資判断に重要な影響を及ぼす情報を提供する等、アフターフォローの充実に努める旨を定めた上で、アフターフォローの実施基準・実施件数・実施率や、相場急変時のアフターフォローの実施状況を公表している事業者もある(⑧)。

⑥ 積立投信販売件数上位〇銘柄一覧

順位	カテゴリー	商品名	投信会社名	分配周期
1	国内株式	●●	〇〇	1年
2	海外株式	▲▲	△△	…
3	…	…	…	…
…	…	…	…	…

(資料)金融事業者公表資料より、金融庁作成

⑦ つみたてNISA対象商品全体の積立投信の収益率試算

積立期間	1年	3年	5年	10年
トータルリターン	●%	●%	●%	●%
年換算	〇%	〇%	〇%	〇%

(資料)金融事業者公表資料より、金融庁作成

⑧ アフターフォローの実施基準・実施件数・実施率、相場急変時のアフターフォローの実施状況

アフターフォロー実施基準(例)
高齢の顧客で、一定期間連絡をとっていない
一定額以上の金融商品を保有する顧客で、一定期間連絡をとっていない
投資信託の評価損が15%以上の顧客で、一定期間連絡をとっていない

相場急変時のアフターフォロー実施状況(例)
米国株式市場急落に伴う世界的株安の進行(2018年10月)
日経平均株価2万円割れ(2018年12月)
新型コロナウイルス感染拡大による株式市場急落(2020年2月)

	2017年度	2018年度	2019年度
目標件数	〇〇件	…	…
実施件数	〇〇件	…	…
実施率	〇〇%	…	…

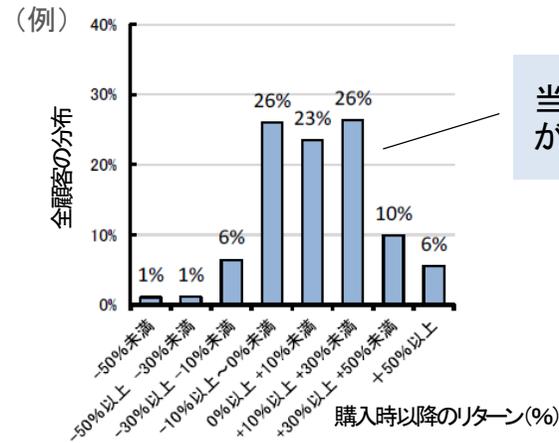
(資料)金融事業者公表資料より、金融庁作成

【参考】 共通KPIの概要

- 金融事業者の選択にあたっては、各事業者が独自に設定・公表する自主的なKPIに加え、他の事業者と比較して、長期的にリスクや販売手数料等のコストに見合ったリターンが確保できているかを見ることが有益であると考えられることから、金融庁は、各事業者に対し、リターンに関連する3つの指標について、共通の定義により公表することを求めている。

① 投資信託の運用損益別顧客比率

基準日に投資信託を保有している各顧客について、購入時以降のリターンを算出し、全顧客を100%とした場合のリターン別の顧客分布を示したもの。



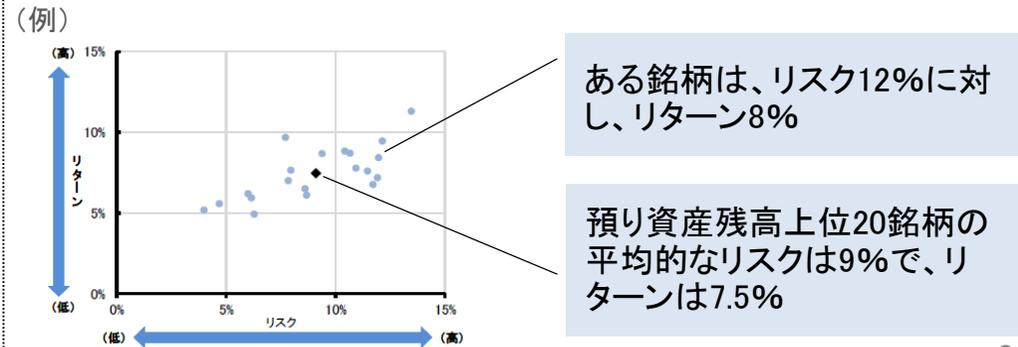
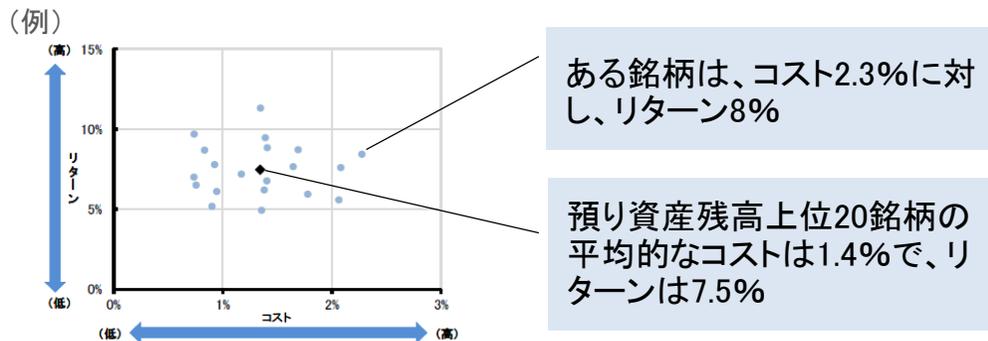
$$\text{購入時以降のリターン(}\%) = \frac{\text{基準日の評価金額} + \text{累計分配金額} - \text{購入金額(手数料込)}}{\text{基準日の評価金額}}$$

② 投資信託の預り残高上位20銘柄のコスト・リターン

預り資産残高上位20銘柄について、コスト(販売手数料率の1/5と信託報酬率の合計値)とトータルリターン(過去5年間の基準価額の月次騰落率を年率換算)をプロットしたもの。

③ 投資信託の預り残高上位20銘柄のリスク・リターン

預り資産残高上位20銘柄について、リスク(過去5年間の基準価額の月次騰落率のバラツキ)とトータルリターン(同左)をプロットしたもの。



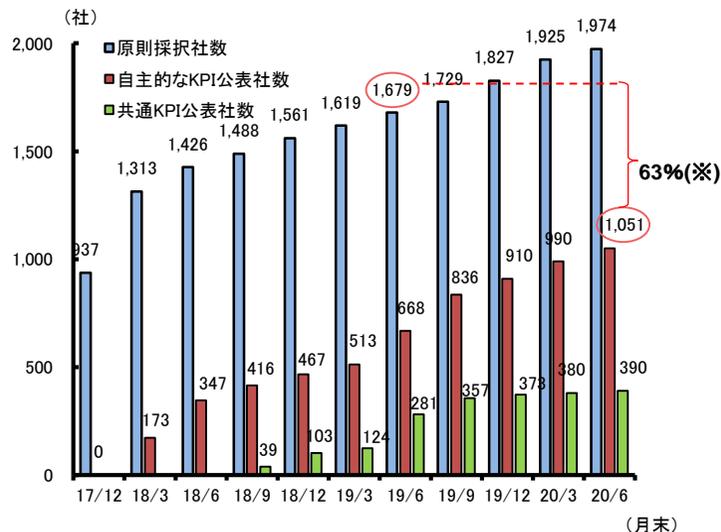
(注)①、②、③の詳細な定義については、[こちら](#)を参照。

2. 金融事業者における顧客本位の業務運営に向けた 取組み状況の分析

2-(1). 「原則」の採択・KPIの公表状況

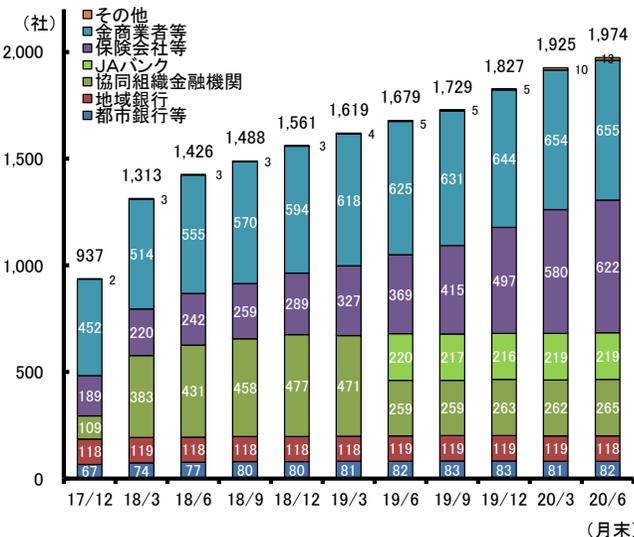
- 2017年の「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「原則」)の公表から2020年6月末までで、「原則」を採択し、**取組方針を公表した金融事業者**(以下、「事業者」)は**1,974社**(2019年6月末比+295社)。うち**1,051社(+383社)**が「**自主的なKPI**」を、**390社(+109社)**が「**投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI**」を公表(図6)。
- 2019年6月末までに「原則」を採択し、取組方針を公表した事業者のうち、2020年6月末時点で自主的なKPIを公表している事業者の割合は**63%**(図6)。一定期間経過後も自主的なKPIや共通KPIを未公表の事業者においては、速やかな公表が求められる。

図6:「原則」採択事業者数及び自主的なKPI・共通KPI公表事業者数



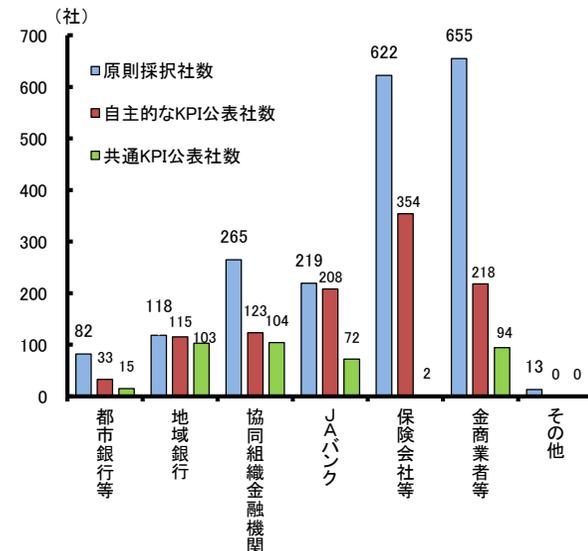
(注1)「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している事業者を集計
 (注2)「共通KPI」公表社数は、3指標の共通KPIのうち、1指標以上公表している事業者を集計
 (※)通常、「原則」採択から1年経過後には取組成果が出ると考えられるため、「原則」採択から1年経過後に取組成果を公表している事業者の割合を評価指標とし、以下の基準日で算定して比較したもの
 →20年6月末:63%(=自主的なKPI公表事業者数(20年6月末)1,051社/原則採択社数(19年6月末)1,679社)
 (資料)金融庁

図7:「原則」採択事業者数の推移(業態別)



(注)都市銀行等には、外国銀行支店を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。協同組織金融機関には協同組織金融機関及び中央機関を含む。金業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (資料)金融庁

図8:自主的なKPI及び共通KPI公表事業者数(業態別)

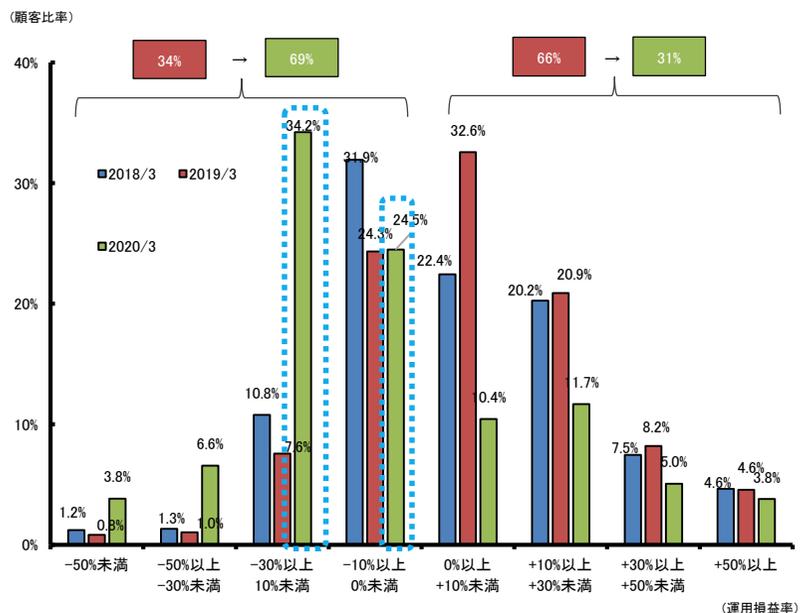


(注1)20年6月末時点
 (注2)都市銀行等には、外国銀行支店を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。協同組織金融機関には協同組織金融機関及び中央機関を含む。金業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (注3)JAバンクは、JAバンク全体の共通KPIを公表している先(45)、所在する府県単位の数値を公表している先(90)、個別JA単位の数値を公表している先(72)と、公表単位に違いがある。共通KPIの公表事業者としては、個別JA単位での公表先のみを集計し、JAバンク全体や所在する府県単位の数値を公表している先は、自主的なKPI公表事業者を含めている
 (資料)金融庁

2-(2). 共通KPI① 投資信託の運用損益別顧客比率

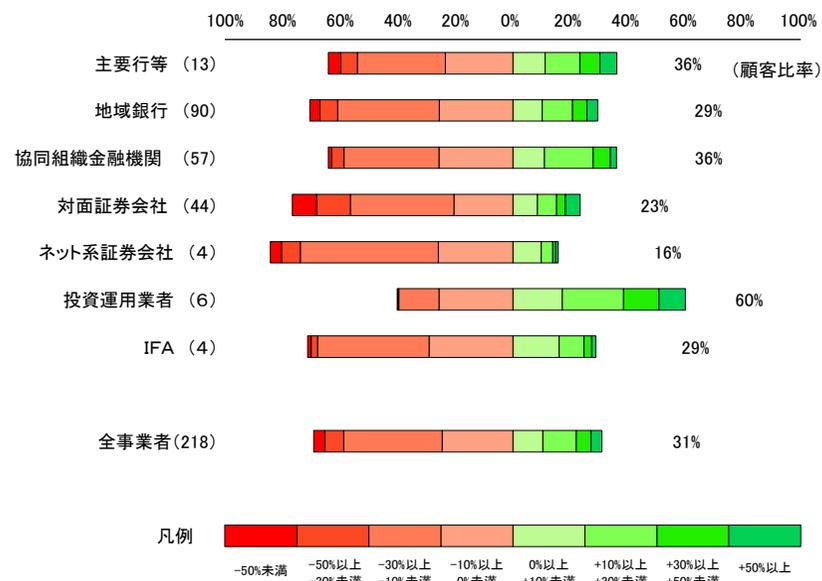
- 新型コロナウイルス感染症の影響による市場の変動を受け、2020年3月末時点で、運用損益がプラスとなっている顧客の割合(金融事業者218社の単純平均)は約3割と、19年3月末時点と比較しておよそ半分程度に減少。マイナスとなっている約7割の顧客のうち、約8割が-30%以上0%未満の運用損益となっている(図9)。
- 全ての金融事業者が、市場の変動の影響を同様に受けているが、顧客の運用損益への影響の度合いは事業者によって異なる。投資運用業者は、運用損益がプラスとなっている顧客の割合が比較的良好な水準であった(図10)。

図9: 投資信託の運用損益別顧客比率(全公表事業者の単純平均)



(注1) 18年3月末基準は、20年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(142先)の公表データを集計(単純平均)
 19年3月末基準は、20年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(311先)の公表データを集計(単純平均)
 20年3月末基準は、20年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(218先)の公表データを集計(単純平均)
 (資料)金融庁

図10: 投資信託の運用損益別顧客比率(業態別の単純平均)



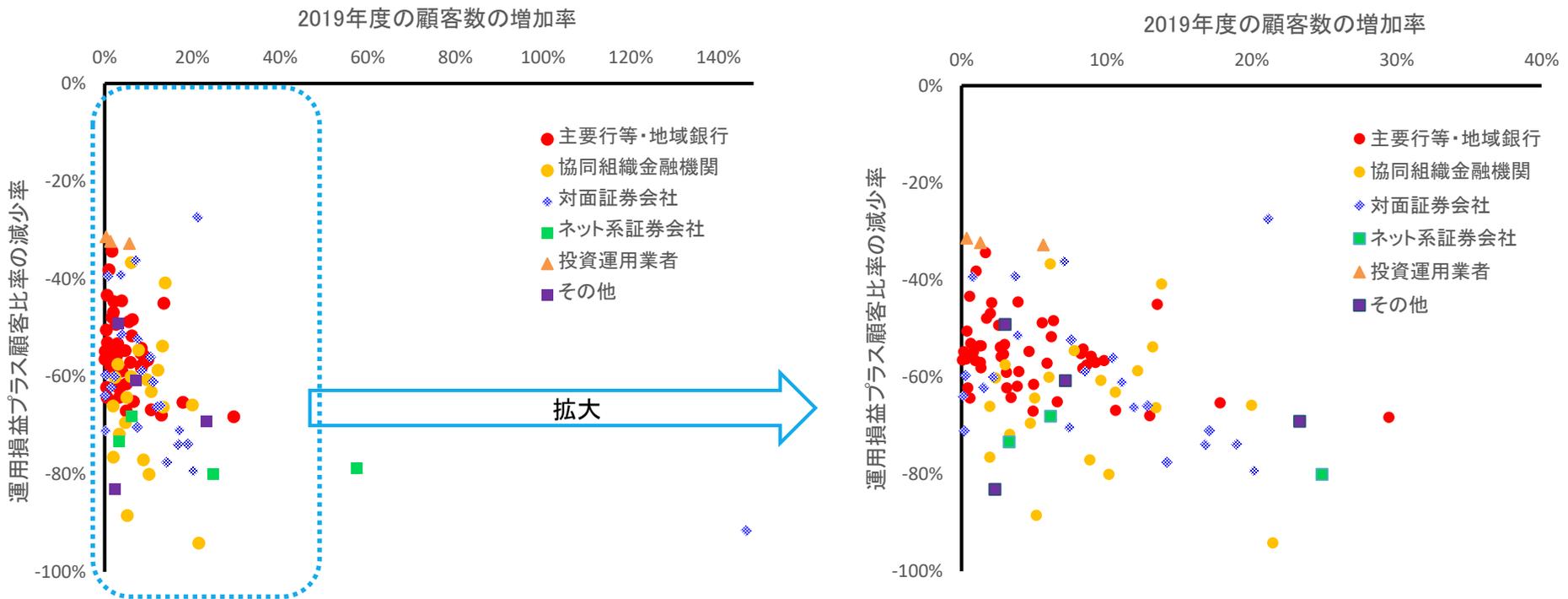
(注1) 基準日は20年3月末。20年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(218先)の公表データを集計(単純平均)
 (注2) 各業態の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (注3) 各業態の右側の()内数値は、公表先数
 (資料)金融庁

2-(2). 共通KPI① 投資信託の運用損益別顧客比率(要因分析)

2. 金融事業者における顧客本位の業務運営に向けた取組み状況の分析

- 顧客の運用損益への影響の度合いの違いには、様々な要因が考えられる。例えば、2019年3月末時点と比較した、投資信託保有顧客数の増加率と運用損益がプラスの顧客比率の減少率の分布を見ると、運用損益プラスの顧客比率が大幅に減少している事業者の中には投信保有顧客数が大幅に増加している先が見られた(図11)。こうした事業者においては、2019年度に新たに資産運用を始めた顧客は、価格変動リスクを低減できないまま短期的な相場の変動の影響を大きく受ける結果となったと考えられる。
- 各事業者においては、どのような要因で顧客の運用損益が影響を受けたのかを分析し、今後の取組みにつなげていくことも有効である。

図11:顧客数の増加率と運用損益プラス顧客の割合の変化



(注)20年6月までに20年3月末時点の投信保有顧客数を金融庁へ報告している事業者のうち、19年3月末時点と比較して保有顧客数が増加した事業者(105先)のデータを集計
(資料)金融庁

2-(2). 共通KPI②・③ 投資信託の預り残高上位20銘柄の コスト・リターン/リスク・リターン

2. 金融事業者における顧客本位の業務運営に向けた取組み状況の分析

- 新型コロナウイルス感染症の影響による市場の変動を受け、2019年3月末時点と比較して、全体としてリスクが増大し、リターンは低下。コストには大きな変動は見られなかった。

図12:コストとリターンの関係(全公表事業者)

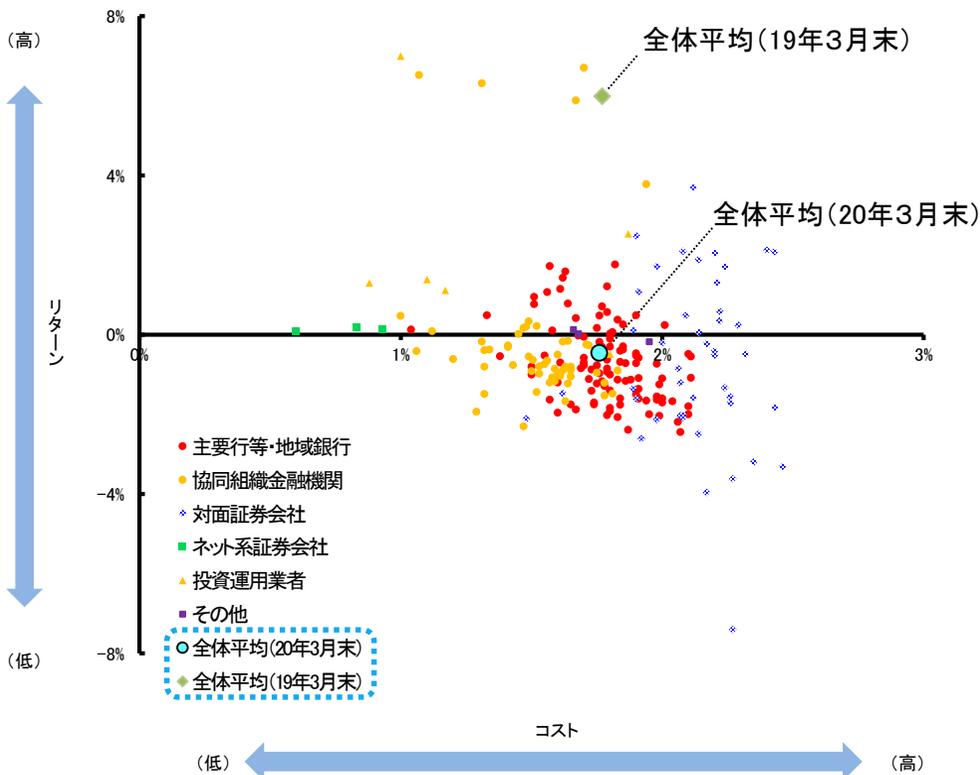
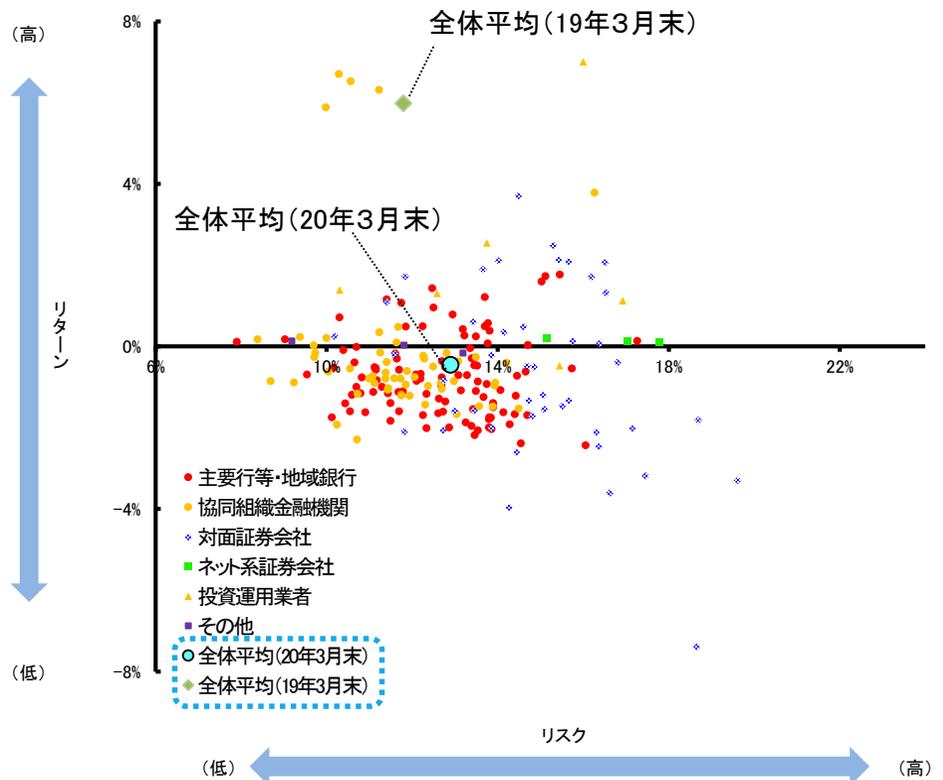


図13:リスク・リターン(全公表事業者)



(注1) 基準日は20年3月末(図中の全体平均(19年3月末)の基準日は19年3月末)
 (注2) 20年6月末時点で金融庁に報告があった金融事業者(215先)の公表データを集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む中の全体平均(19年3月末)については、20年6月末時点で金融庁に報告があった金融事業者(303先)の公表データを集計
 (注3) コストは、販売手数料率(税込)の1/5と信託報酬率(税込)の合計値。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
 (資料) 金融庁

(注1) 基準日は20年3月末(図中の全体平均(19年3月末)の基準日は19年3月末)
 (注2) 20年6月末時点で金融庁に報告があった金融事業者(215先)の公表データを集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む(図中の全体平均(19年3月末)については、20年6月末時点で金融庁に報告があった金融事業者(302先)の公表データを集計)
 (注3) リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
 (資料) 金融庁

2-(3). 自主的なKPI—主要行等及び地域銀行の公表内容

- 8割超の銀行が、安定的な資産形成に有効とされる積立商品の保有者数や受付件数をKPIに設定。**また、6割の銀行が、販売額上位運用商品をKPIに設定している。さらに、顧客本位の業務運営への取組み全般の成果として、**預り資産残高や預り資産保有者数をKPIに設定する銀行も6～7割程度**となった(図14)。
- この他、市場が大きく変動したことを踏まえ、**共通KPIの運用損益別顧客比率に関連して保有期間ごとの運用損益別顧客比率を公表する**などにより、長期投資の有効性を示している銀行も見られた。
- 一方、自主的なKPIを公表していても、銀行の取組方針との関係に関連付けられていない銀行や、自主的なKPIに対する評価やそれを踏まえた今後の対応等を明らかにしていない銀行も見られた。

図14: 自主的なKPIの上位10指標

順位	自主的なKPI	設定率(%)
1	積立商品保有者数・受付件数	82
2	FP等資格保有者数(または保有率)	74
3	顧客向けセミナー開催回数・参加者数	68
4	預り資産残高	67
5	運用商品のラインナップ	66
6	販売額上位運用商品	60
7	預り資産保有者数	59
8	毎月分配型投信の販売額等	53
9	積立商品振替金額	39
10	NISA・つみたてNISA関連	37

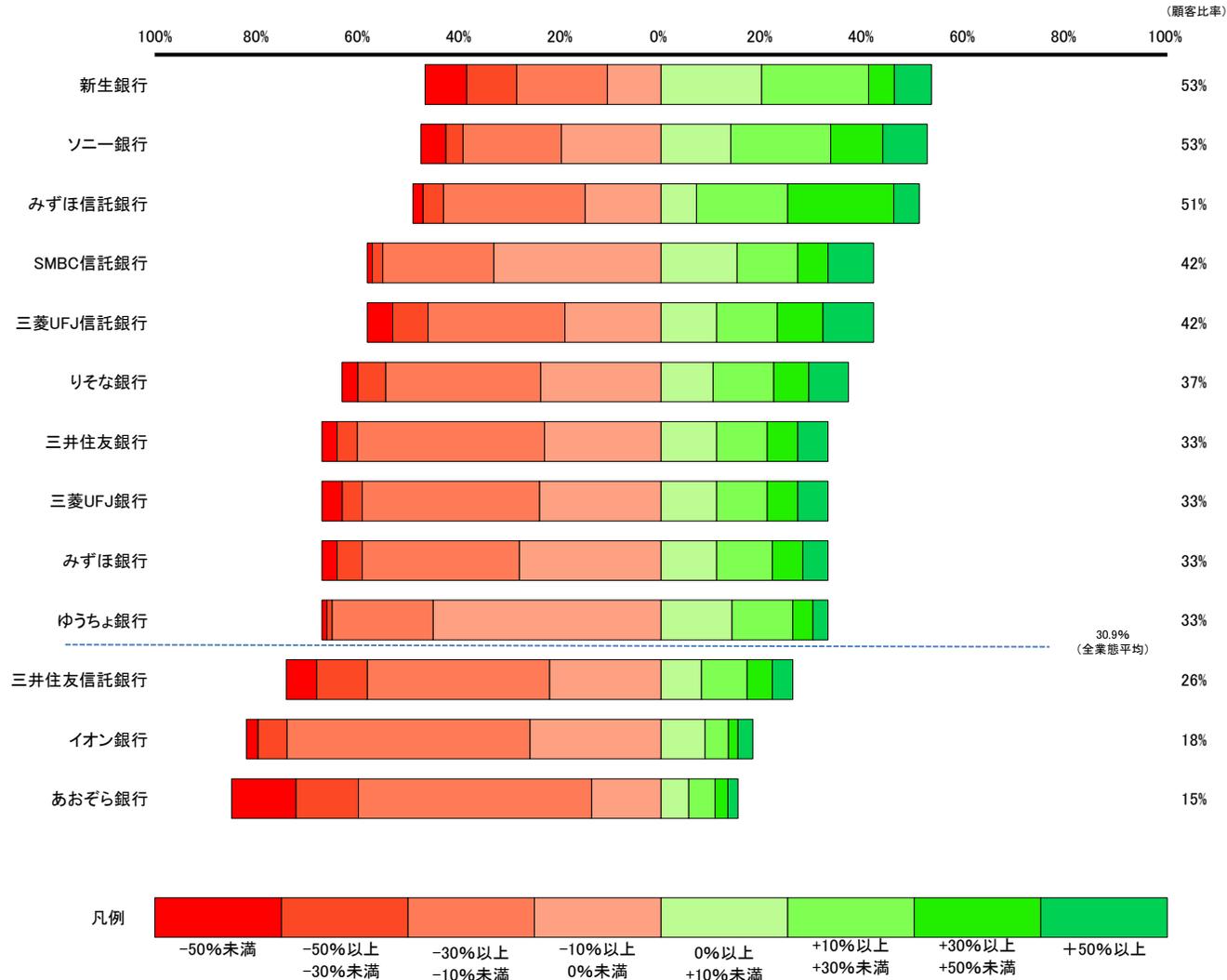
(注) 主要行等10行とゆうちょ銀行および地域銀行103行が公表した自主的なKPIを集計(資料)金融庁

(参考) 2018年9月末時点

順位	自主的なKPI	設定率(%)
1	FP等資格保有者数(または保有率)	73
2	顧客向けセミナー開催回数・参加者数	68
2	積立商品保有者数・受付件数	68
4	預り資産残高	62
4	運用商品のラインナップ	62
6	預り資産保有者数	54
7	販売額上位運用商品	51
8	毎月分配型投信の販売額等	45
9	積立商品振替金額	33
9	NISA・つみたてNISA関連	33

(注) 主要行等9行および地域銀行105行が公表した自主的なKPIを集計(資料)金融庁

■ 主要行等(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は20年3月末

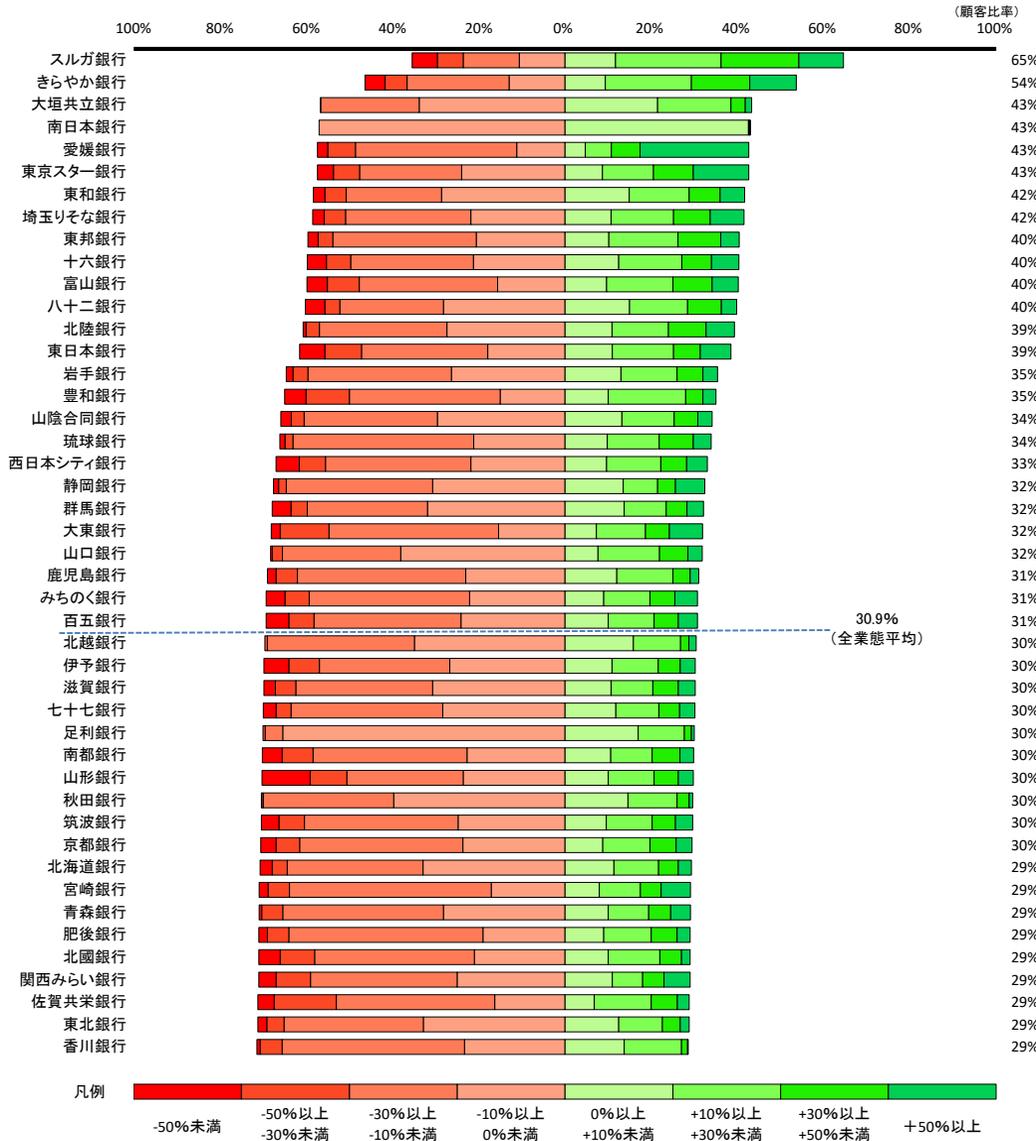
(注2) 20年6月末までに、金融庁に報告があった主要行等(13行)の公表データを集計

(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)

(資料) 金融庁

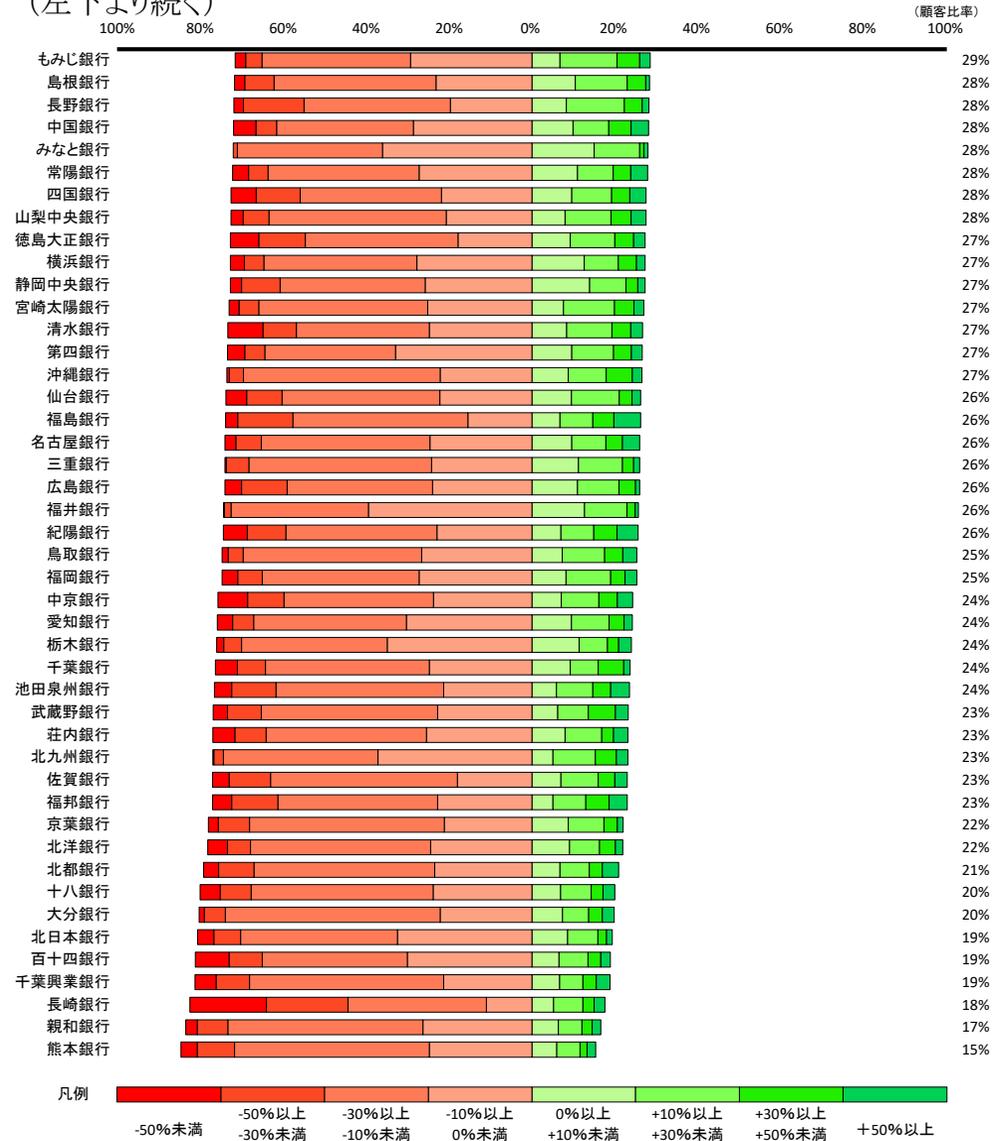
【参考2】 地域銀行の投資信託の運用損益別顧客比率

■ 地域銀行(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年6月末までに、金融庁に報告があった地域銀行のうち、上位45行の公表データを集計。
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)。
 (資料) 金融庁

(左下より続く)



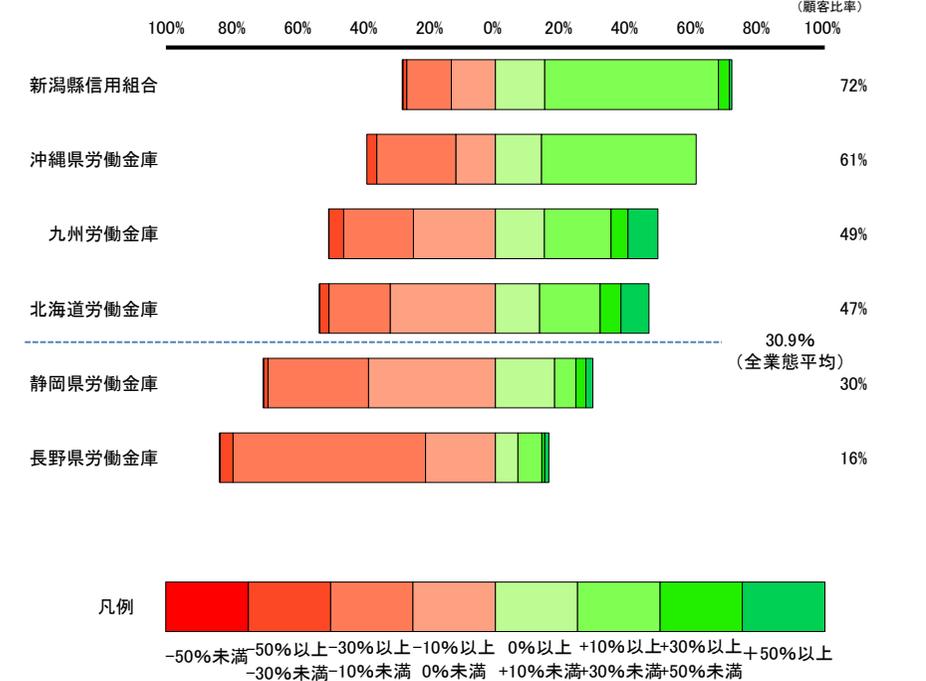
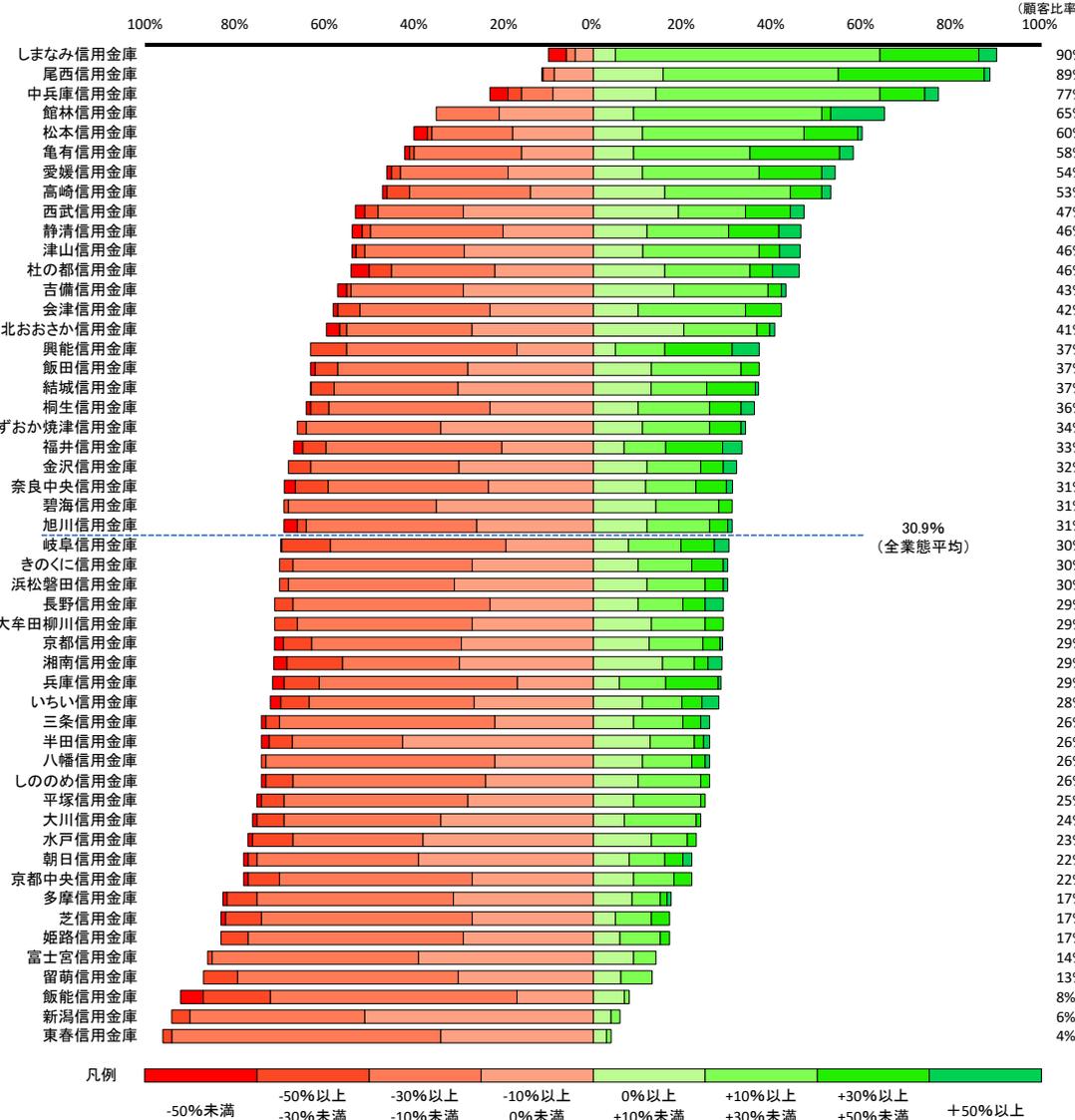
(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年6月末までに、金融庁に報告があった地域銀行のうち、下位45行の公表データを集計。
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)。
 (資料) 金融庁

【参考3】 協同組織金融機関の投資信託の運用損益別顧客比率

2. 金融事業者における顧客本位の業務運営に向けた取組み状況の分析

■信用金庫(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)

■信用組合・労働金庫(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



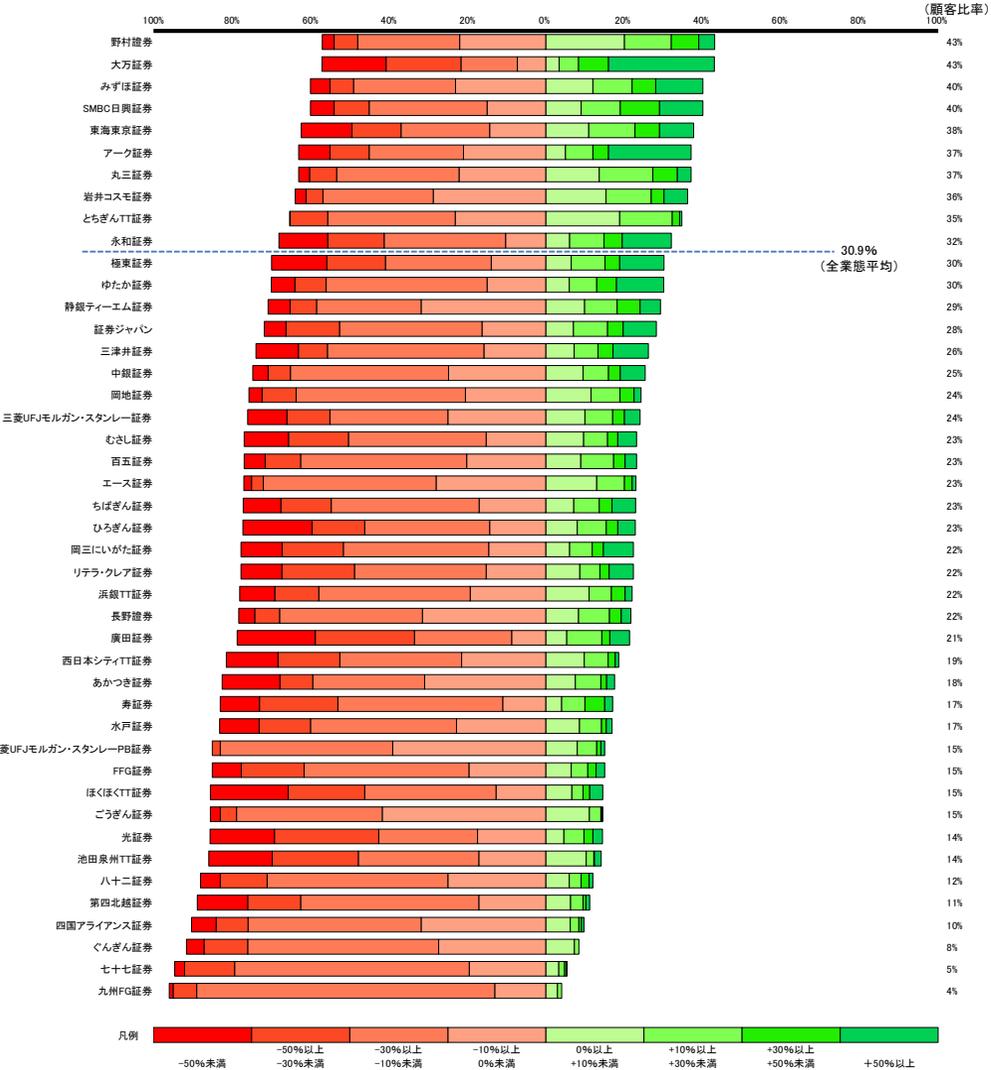
(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年6月末までに、金融庁に報告があった信用金庫(51先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年6月末までに、金融庁に報告があった信用組合・労働金庫(6先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

【参考4】証券会社・投資運用業者等の投資信託の運用損益別顧客比率

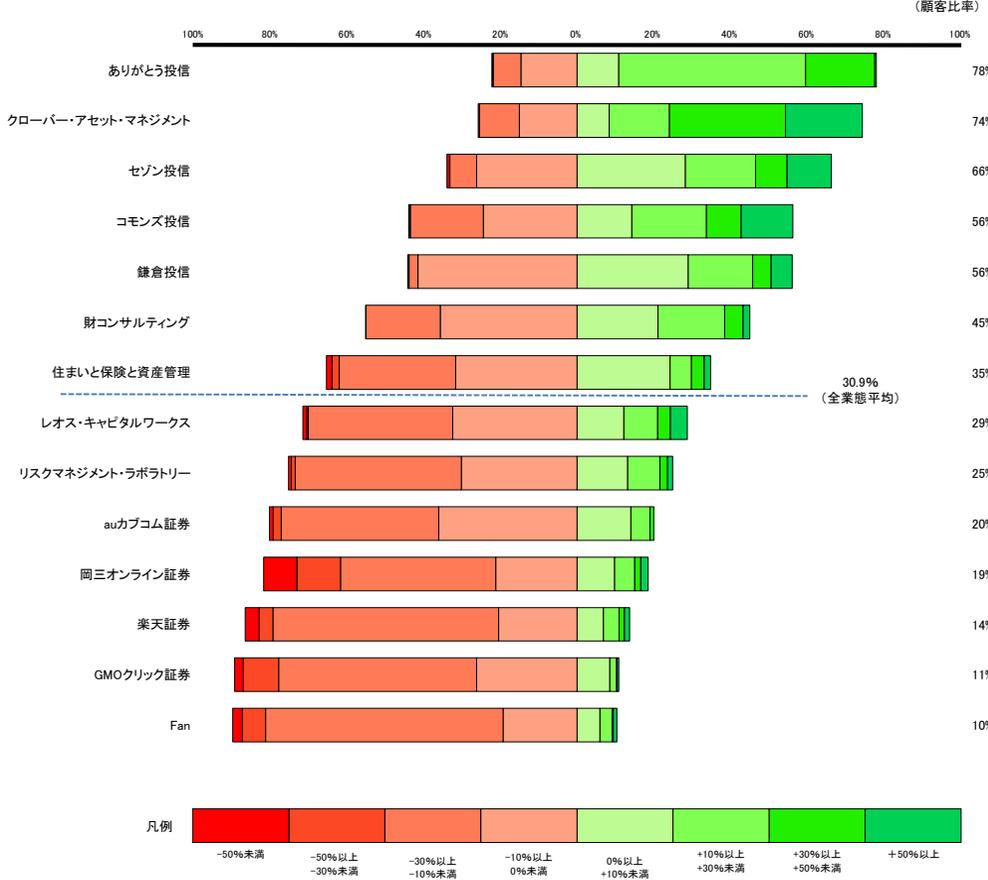
2. 金融事業者における顧客本位の業務運営に向けた取組み状況の分析

■対面証券会社 (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年6月末までに、金融庁に報告があった証券会社(44先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

■ネット系証券会社、投資運用業者、その他事業者 (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)

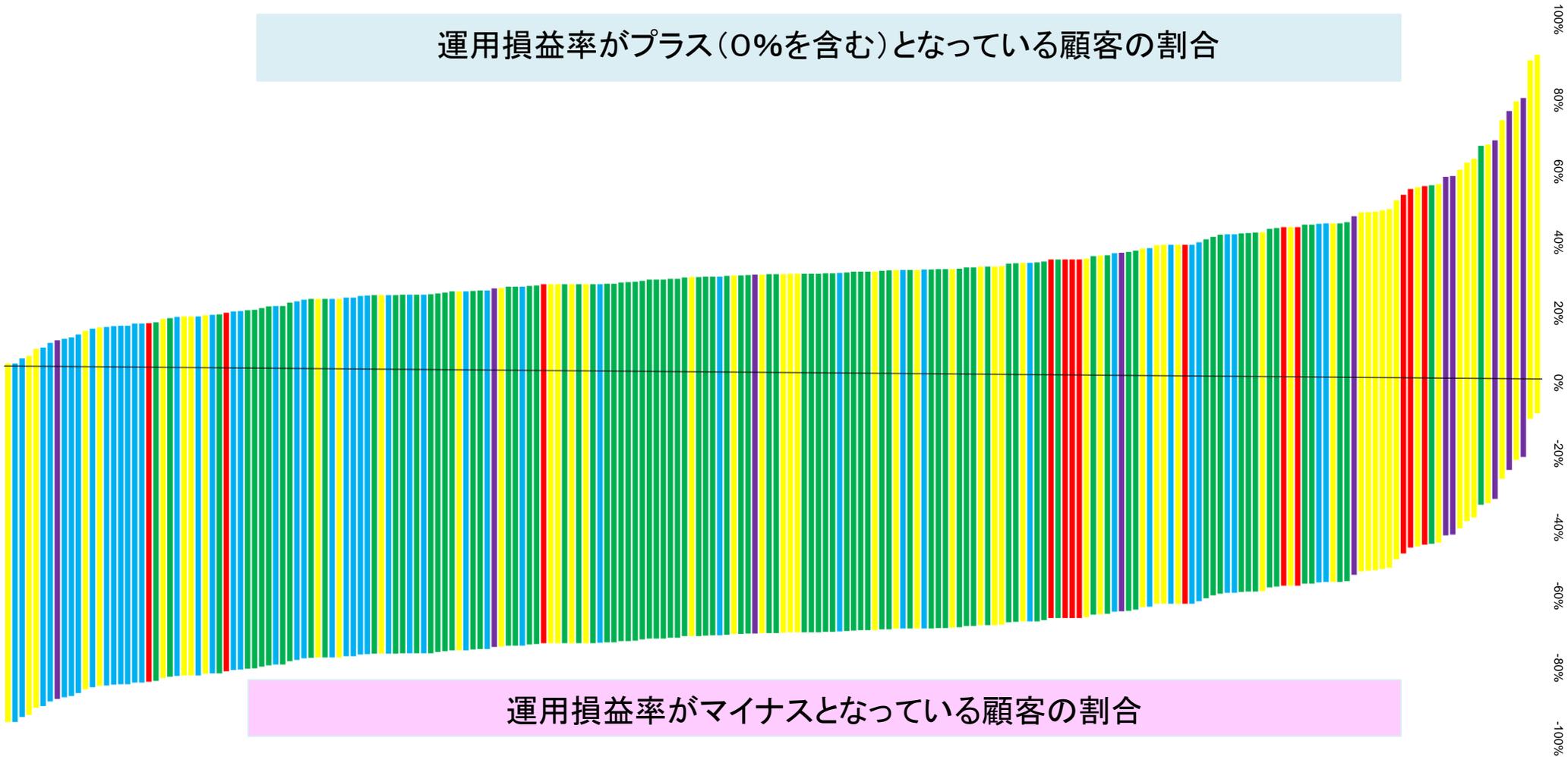


(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年6月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(14先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

【参考5】 投資信託の運用損益別顧客比率（全業態）

■ 運用損益別顧客比率（全業態）（右から、運用損益0%以上の顧客割合が高い順）

運用損益率がプラス（0%を含む）となっている顧客の割合



運用損益率がマイナスとなっている顧客の割合

■ 主要行等（13先） ■ 地域銀行（90先） ■ 協同組織金融機関（57先） ■ 証券会社（48先） ■ その他事業者（10先）

（注1）基準日は20年3月末

（注2）20年6月末までに、金融庁に報告があった金融事業者（218先）のデータを集計。

（注3）その他事業者は、投資運用業者とIFA。

（資料）金融庁